

平成 27 年度 第 1 回三条市廃棄物減量等推進審議会会議録（概要）

- 1 開催日時 平成 27 年 6 月 11 日（木）午前 10 時～正午
- 2 場 所 三条市役所三条庁舎 4 階 第三委員会室
- 3 出席者 委員 8 名
久保会長、小越副会長、中村委員、原田委員、山口委員、真野委員、
稲村委員、大橋委員
欠席委員 2 名
豊岡委員、渡辺委員
事務局
大平市民部長、渡辺環境課長、小林環境課課長補佐、高橋生活環境係長、
堀江主任、草野主任
- 4 傍聴者 なし
- 5 会議概要
 - (1) 開 会
 - (2) 市民部長あいさつ
 - (3) 議 事
議題に入る前に、事務局からこれまでの審議会の経過について説明あり。
ア 処理経費の在り方について
事務局から説明後、質疑。
山口委員：資料 1 の一番下段のごみ処理手数料に事業系及び家庭系 10kg 当たり 60 円とあり、資料 3 の指定ごみ袋ではごみ処理手数料 10kg 当たり 50 円とあるが数値の違いは何か。
環境課長：資料 1 のごみ処理手数料 10kg 当たり 60 円は、清掃センターに直接持ち込む場合の処理手数料であり、資料 3 は家庭から出されるごみ袋の容量を重量換算すると 10kg 当たり 50 円相当の負担となることを示したものである。
山口委員：個人で持ち込む場合が 60 円で、回収経費がかかっているごみ袋の方が 50 円というのは普通に考えると逆ではないか。
市民部長：三条市は、事業者も家庭からも直接ごみを清掃センターに持ち込める。当初設定したときの基本的な考え方は、ごみ袋で出すことが基本の家庭ごみについては、処理経費の概ね 15%にするという議論から始まった。その額にごみ袋の製造経費と消費税等を勘案し、決定した料金を 10kg に換算すると 50 円になる。
また、清掃センターは事業者が直接持ち込む比率が高いことから、負担率を 15%の倍の 30%に設定したため、10kg 当たり 60 円と高くなっている。
中村委員：ここでは、基本的に維持管理費は変わらないという前提で、ごみの減量化を進めていくと処理単価が上がるのでないかという考え方をしている。清掃センターが最大処理能力の約 39,000t/年までごみを受け入れて処理すれば、維持管理費の原価は下がるといった考え方は方向性としてどうか。

また、併せ産廃の処理費に対する事業者の負担率を上げざるを得ないことを前提に考えていく場合に、例えば清掃センターの能力に余力があり、市で併せ産廃を多く処理してもらえれば、小規模の企業にとっては非常に競争力が付き、地場産業の育成にもなるので、事業者として処理費が上がるのも仕方がないと思う。

ごみ排出量を削減していく 3R の推進も必要だが、今までと真逆の考え方として、逆に地元の産業を育成する市の動きとして、併せ産廃の受入れ容量を増やして処理することも一つの考え方としてあるのではないか。

市民部長：事業者が出すごみには産業廃棄物と一般廃棄物があり、一般廃棄物は受け入れて、産業廃棄物は市の地場産業育成のため 4 種類だけ受け入れてきた。ただ、旧清掃センターでは、ごみを入れるほど経費がかかるため、産業廃棄物の受入れは限りなくゼロにするというのが今までの流れである。現清掃センターは、ごみ量に対する処理経費が今までとどの程度変わるかは複雑な計算式になり、単純にごみの処理量の増加が委託料の増額となるものではなく、逆に減額もあるかもしれない。また、全体の流れとして廃棄物を減量することは当然の流れである。

中村委員が言われることも分かるが、世の中に逆行してもこれから産業育成のために併せ産廃をどんどん受け入れていく方向性が本当によいかどうか。なお、今の清掃センターは、ごみの減量化を趣旨とする循環型社会形成推進交付金を受けて建設している。

中村委員：ごみの性状は 10 年前とは変わってきている。今の話では、ごみは減量化していくが、料金は上げるというものである。ここで必要なことは、生産が上がれば物が増えてごみの量は減らないが、機械の処理能力を最大限使ってリサイクル率を上げ、そして総体的なごみの減量化を進めていくという方向性が出れば、処理経費が上がることも納得してもらえるのではないか。市がこれから人口を増やし住みよいまちづくりを進めていくときに、ごみは減らさないがリサイクル率を上げる、このような考え方も方法論の一つとして柔軟に考えていくと、打開策が見えてくるのではないか。

市民部長：今議論いただいている処理手数料は、清掃センターの運営とは全く別の話である。委託料については、ごみの量や質などいろいろなものが影響し、非常に複雑な計算式等に基づいて契約している。ただ、今議論いただいている手数料については、我々の中で方向性を出せば完結するので、ごみ袋の料金も我々の判断で変えていけるものである。

大橋委員：資料 2 の市民負担率は、どう捉えたらよいのか。

環境課長：資料 2 の市民負担率 17.1% は、資料 1 で家庭系の 10kg 当たりの処理単価 292 円のうち、ごみ袋に換算した時の 10kg 当たりの負担額 50 円が占める割合である。

排出量については、平成 25 年度実績に基づく市民 1 人当たりの排出量に人口減の予測に基づいた各年の人口を単純に乗じたものである。また、処理費はごみ量の増減に余り影響されず、ほぼ一定の処理経費がかかることから、処理費全体の中で市民の負担率が 17.1%、残りの 82.9% が行政負担となっている。

イ 事業系ごみの減量化方策等について

事務局から説明後、質疑。

中村委員：ごみ有料化時の審議会で、特定の事業者が排出する併せ産廃の処理経費に税金を使うのは、隠れ補助金と同じではないかという意見があった。一生懸命働いている企業からごみは多く出るが、税金もそれだけ納めている。三条市は、コストの割に処理費が高いか安いかわかりませんが、他市と比較しての検討が必要である。市民、事業者の説明するには、説得力のある数値や実績がないと通らないと思う。

山口委員：ごみの減量化に協力しているのに負担が増えるのでは理解が得られにくいので、何かメリットがないと。

市民部長：ごみを減量化すると処理経費に対する負担率が増える一方、出すごみの量も減るので一概に負担が増えるとは言えない。

家庭系と事業系のごみの負担率をどうするかという議論であるが、法律に基づいた規定もないので、負担率は各市町村の考えによるものである。家庭系のごみは 15%、事業系は 30%の負担とした過去の検討をベースとし、審議会の中で負担率を上げるか下げるかの方向性についての議論をお願いしたい。

中村委員：三条市が今後住みやすい、あるいは事業のしやすいまちにすることも含めて、どうしていくかが一つの方向性の在り方だと思うので、事業者だけではなく収集業者も含めてコストが上がっても仕方がないと納得できるメリット、デメリットを示せるかということになると思う。

大橋委員：どのようなごみ処理の事業計画の収支予算を立てているのか。

環境課長：廃棄物行政に係る経費については、一般会計で予算化している。指定ごみ袋の販売代金及び資源物の売却代金等に係る歳入は、歳出の財源に充当している。

市では、循環型社会形成推進地域計画を作成し、交付金を活用して清掃センター及び汚泥再生処理センター等を設置し、ごみの減量化を進めているが、それに基づいて予算付けしている。

清掃センターは焼却炉が 2 炉あり、年間の標準処理量としては約 39,000 トンとなっているので、最大能力というともう少し処理することが可能だが、毎日最大能力で稼働すれば施設の損耗も早くなるため、故障時を考えると最大限使って処理を行うのは現実的ではないと思う。

市民部長：消費税率やタイミングも見据える必要があると思っている。行政が負担できる額ではなく、サービスに見合う負担割合の検討をお願いしたい。

稲村委員：現在の事業系の 10kg 当たり 60 円という処理手数料を累進課税のように段階的に高くする方法は難しいのか。

環境課長：20 市の事業系のごみ処理手数料の状況を見ると、加茂市は 100kg までは 300 円、糸魚川市は 100kg まで 1,000 円で、それ以上については排出分だけ手数料をいただく内容である。同様の方式に変えるという方向性が出るのであれば、そのような提言をしてもらえばよいと思う。

稲村委員：多くのごみを排出する事業者の負担率を高め設定すると、排出量を抑えよう

とするインセンティブや動機づけになるのではないか。ただ、どれくらい出している事業者がどのように分布しているのかが分からない。

久保会長：そのように料金を値上げすると事業者も考える。

小越委員：事業者は全て収集業者に委託している。収集業者は、事業者の容量によって段階的に委託料を決めており、委託料の値上げは収集業者の人件費に係る部分が大きいと思う。だから、事業者は単価が多少上がっても、それほど大きな負担にはならない。

中村委員：価格を上げることに對して、事業者は余り抵抗がないのではないかと思う。

(4) 閉 会